

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 3 日

熊本県 災害救助担当主管部（局）長 殿
熊本市 災害救助担当主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）

被災者の住まいの確保に向けた留意事項について

令和 8 年熊本地震により、住まいを失った被災者の方々におかれましては、一日も早く、応急的な住まいを確保していただくことが必要となります。今般の災害では、各地で甚大な住家被害が発生していることから、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。）による救助が迅速かつ円滑に実施されるための留意事項をまとめましたので、下記のとおり周知いたします。

貴職におかれましては、庁内関係部局及び事務委任をされる管内法適用市町村に対して周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 法による救助の申込手続における弾力的な運用について

応急仮設住宅の供与をはじめとする各救助の申込手続において、一般的には被災者から提出された罹災証明書により対象者の確認をされているところ、以下のとおり他の方法による確認が可能な場合には、申込時の罹災証明書の添付を省略し、事後提出によるものとして差し支えないものといたします。

- ・被災者から提出された被災住宅の写真により、一見して「全壊」である旨が確認できる場合
- ・発災後に作成され、庁内で共有している被災者台帳の記録から、住家の被害区分を確認できる場合
- ・被災建築物応急危険度判定の結果、建築物について「危険（赤）」と判定された住家に居住していた被災者で、以下のいずれかに該当し（いずれも、調査表のコメント欄等で「建築物全体」が崩壊・落階又は著しく傾斜していることが確認できる場合に限る）、住家を失った者と同等に取り扱うことが適切と考えられる場合
 - （１）「建築物全体又は一部の崩壊・落階」や「建築物全体又は一部の著しい傾斜」に該当することにより「一見して危険」と判定された方
 - （２）木造の住家が「建築物の 1 階の傾斜が 1/20 超」と判定された方
 - （３）鉄骨造の住家が「建築物全体又は一部の傾斜が 1/30 超」と判定された方

(4) 鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造の住家が「不同沈下による建築物全体の傾斜が1/30 超」と判定された方

- ・被災建築物応急危険度判定の結果、隣接する建築物の影響で、建築物について「危険(赤)」と判定された被災者で、当該影響の原因を除去するまでの期間が長期に及ぶことが想定され、住家を失った者と同等に取り扱うことが適切と考えられる場合(ただし、応急仮設住宅に入居できる期間は、当該期間中に限る)

2. 在宅避難者の暑さ対策について

災害により冷房器具を失った住宅で在宅避難を継続する被災者に対して、熱中症等の健康被害を防止するため、災害救助法に基づく救助(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)に係る特別基準を設定することにより、スポットクーラーの貸与が可能となりますので、現場のニーズを汲み取り、特に、熱中症リスクの高い高齢者やこども、乳幼児、障害のある方等がいる世帯については、積極的に検討いただきますようお願いいたします。

3. 応急仮設住宅(賃貸型応急住宅)の供与に係る契約手続について

賃貸型応急住宅の供与にあたり、被災者、所有者、被災自治体の3者間で賃貸借契約を締結する必要がありますが、災害発生の日以降に、被災者と所有者の2者間で賃貸借契約が締結された場合においても、事後的に被災自治体が当該契約に加わり、3者間での契約に切り替えることで、当初の2者間での契約時に遡って法の適用となり、国庫負担の対象となります。

なお、2者間契約から3者間契約に切り替える場合、賃貸人等から被災者に返還され得る経費は、家賃、礼金、退去修繕負担金であり、火災保険料、賃貸物件保証金及び仲介手数料は、約款、契約、商習慣等に基づき返還されないことが一般的であるため、被災者の自己負担が生じうることにご留意いただき、被災者に対してもご周知いただきますようお願いいたします。

(参考)

○災害救助事務取扱要領(令和8年6月、内閣府政策統括官(防災担当))

https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/pdf/kyuujo_b1.pdf

問い合わせ先

内閣府政策統括官(防災担当) 付

参事官(被災者生活再建担当) 付

藤田、光井、増田、阿部、中村、石川、打矢、渡部

TEL 03-3503-9394(直通)